

## 令和4年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会（第1回）

日時：令和4年4月26日（火）午後1時30分～

形式：Webによるオンライン会議

### —— 会 議 次 第 ——

- 1 環境影響評価書案に係る総括審議  
（仮称）渋谷二丁目西地区第一種市街地再開発事業
- 2 環境影響評価書案に係る質疑及び審議
  - (1) （仮称）小山三丁目第1地区第一種市街地再開発事業【2回目】
  - (2) （仮称）小山三丁目第2地区第一種市街地再開発事業【2回目】
  - (3) （仮称）神宮外苑地区市街地再開発事業【3回目】
- 3 その他

#### 【審議資料】

- 資料1 「（仮称）渋谷二丁目西地区第一種市街地再開発事業」
- 資料1-1 「（仮称）渋谷二丁目西地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案 部会審議質疑応答
- 資料1-2 「（仮称）渋谷二丁目西地区第一種市街地再開発事業」に係る環境影響評価書案について（案）
- 資料2 「（仮称）小山三丁目第1地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案 第1回部会審議質疑応答
- 資料3 「（仮称）小山三丁目第2地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案 第1回部会審議質疑応答
- 資料4 「（仮称）神宮外苑地区市街地再開発事業」環境影響評価書案
- 資料4-1 「（仮称）神宮外苑地区市街地再開発事業」環境影響評価書案 第2回部会審議質疑応答
- 資料4-2 「（仮称）神宮外苑地区市街地再開発事業」に係る都民の意見を聴く会における公述意見の概要

<出席者>

会長                    柳委員  
第一部会長    齋藤委員  
荒井委員  
奥委員  
玄委員  
小林委員  
高橋委員  
堤委員  
森川委員  
横田委員

(10名)

藤本政策調整担当部長  
山内アセスメント担当課長  
下間アセスメント担当課長

「(仮称) 渋谷二丁目西地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案 部会審議質疑応答

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
大気汚染	1	区長からの意見があったが、都民の意見は無かったということで、本当に意見が無かったのか、単に興味を持たれていないのか、そのあたりをお聞きしてみたい。	都環境局より、評価書案に対する都民からの意見書は、提出されなかった旨、連絡を受けている。 評価書案の説明会では、A 街区 B 街区をつなぐデッキの形状、風環境、外構植栽の樹種、工事実施時期等に関する質問があった。 周辺地域の方々においては、本計画に対し、少なからず関心は持たれていると考える。	2/18 部会にて回答
	2	最後に見せていただいた B 街区の図面がとても美しかったので Web で検索したところ、B 街区のお隣に C 街区というものがあることがわかった。一連の計画のように見えるが、現地視察の時もその説明はなかったように思った。少し説明していただいても良いように思うが、いかがか。	B 区の東側には、ご指摘の通り、C 街区が計画されている。 渋谷二丁目西地区は、法定再開発事業である本事業 (A・B 街区) と任意の共同建替事業である C 街区の 2 つの事業で構成されており、一体的なまちづくりを行うべく、デザイン面での連携・調整等を実施している。しかしながら、両者はあくまで別事業であり、事業者及び事業の実施場所(敷地)並びに整備時期(工事期間)等も異なるので、C 街区については、今回の環境影響評価に含んでおりません。	2/18 部会後指摘
	3	C 街区も含めて情報を提供されていたのか。	アセスの説明会においては、対象事業である A, B 街区を中心に説明している。ただし、別途地域の住民には任意の説明会で C 街区を含めた説明を事前に行っている。	3/24 部会にて回答

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
大気汚染	4	C街区はアセス対象事業と工事期間が異なるとの説明があったが、資料を見るとどちらも2025年から2029年までのようで、本当に工事期間が異なっているのか。工事期間がかぶっているのであれば、工事車両の平準化など環境影響を低減する方向の連携をお願いしたい。	C街区の規模(延床面積及び高さ等)は、本事業(A,B街区)より短くなることを想定している。ただし、施工業者が現在未定のため、具体的な工事期間は現時点では明確になっていない。 なお、本事業(A,B街区)の施工会社も未定のため具体的な工事期間は未定であるものの、一部工事期間が重複することが想定されることから、工事の実施の際には、C街区と相互に情報を共有するなど十分な連携を図ることを検討し、工事用車両の走行等、周辺環境への影響の低減に努める。	3/24 部会後 指摘
	5	工事施工中の建設機械の寄与率が66.7%と予測されており、工事の影響が大きく出ていると思われる。工期が短く稼働期間の集中が原因か教えてほしい。	施工業者が決まっていなため、安全側で見ている。施工期間は標準的なものとなっている。施工業者が決まったら、施工計画を立案していただき、できる限り軽減対策を取りたいと考えている。	3/24 部会にて回答  総括審議事項へ
		施工期間は標準的なものか。	そのようになっている。	
騒音・振動	1	<b>【道路交通騒音について】</b> 工事用車両による交通騒音の予測結果(表7.2-25(p.158))を見ると、No.1、2の2地点で、環境基準ぎりぎりになっている(現況でも環境基準ぎりぎり)。 工事用車両の交通量抑制や、その走行による騒音抑制に特段の措置が必要だと思う。現時点でどのような措置を考えているか。	道路交通騒音については、ご質問のとおり現況においても環境基準と同程度の騒音レベルとなっている。 工事計画、工事用車両走行ルート等については、施工業者が決定していない中で作成しているので、施工業者が決定次第、本予測評価の結果を説明するとともに、下記に示す環境保全のための措置を実施し、工事用車両の発生を抑制し、周辺道路沿道の環境影響軽減に努めるよう申し伝える。 ・工事用車両が一時的に集中しないよう、工事工程の平準化に努める。 ・公共交通機関を利用するよう指導する。	2/18 部会後 指摘

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
騒音・振動	2	<p>【関連車両の道路交通騒音の評価について】</p> <p>評価書案では、小型車が多いことを理由として(p. 138) 関連車両による交通騒音が評価対象外となっている。しかし、関連車両の予想台数は3,820台/日と多く、かつ、現況でも交通騒音が環境基準を超過(p. 128の表7.2-25)している特別区道第872号(No. 4, 6)も走行ルートとして想定されている(p. 21の図5.2-7)。関連車両による交通騒音も評価するべきではないか。</p>	<p>評価書案 p. 138 に、ご指摘のとおり記載があるが、本事業計画地は、東京都環境影響評価条例第40条第4項に規定する特定の地域内に位置することから、同条例に基づき、工事完了後の騒音・振動については、予測項目には選定していない。</p> <p>評価書においては、同記載を削除させていただく。</p> <p>なお、計画建築物の施設従事者に対しては、極力公共交通機関を使用するように要請するとともに、施設来訪者に対しては、施設ホームページやフロアガイド等に、公共交通機関の利用を促す旨を記載し、関連車両の低減に努める。</p>	2/18 部会後 指摘
	風環境	1	<p>評価書案 p. 214 の対策後の風環境で領域 C が出ているので、そのままにするのか、対策するのか教えてほしい。</p>	<p>計画地北西側の領域 C については、対象施設の事業者が対策をしていると聞いており、領域 A、領域 B になる可能性がある。基本的に計画地内で影響がある箇所に対策を行い、領域 A、領域 B に抑えている。</p> <p>(事業者訂正回答)</p> <p>計画地北西側の領域 C については、今回の風洞実験に反映できていないが、対象施設の事業者が対策を行っていると聞いている。基本的に計画地内で影響がある箇所においては対策を行い、領域 A、領域 B に抑えている。</p>
2		<p>建設前後で比べ、どちらも領域 A、B に抑えることになっているが、前のほうが領域 A の占める割合が大きい。このことから、建設後は多少風が強くなっているとわかる。</p> <p>建設後にしっかり事後調査を行い、必要に応じて環境保全のための対策を徹底してほしい。</p>	<p>もし悪くなる場所があれば、追加の風対策をし、現況の風環境をできる限り守る事業を進めたいと考えている。</p>	3/24 部会にて 回答  総括審 議事項 へ

## 「(仮称) 渋谷二丁目西地区第一種市街地再開発事業」に係る環境影響評価書案について (案)

### 第1 審議経過

本審議会では、令和3年9月28日に「(仮称) 渋谷二丁目西地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、事業段階関係区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

### 第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

#### 【大気汚染】

建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、二酸化窒素の最大着地濃度地点では、本事業による寄与率が高い上に環境基準を超えることから、事業の実施にあたっては環境保全のための措置を徹底すること。

#### 【風環境】

本事業は、渋谷駅周辺における歩行者ネットワークを整備する計画であり、不特定多数の人の利用が見込まれることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、事後調査において調査地点を適切に選定した上で、その効果の確認を行い、必要に応じて更なる対策を講じること。

## 【審議経過】

区 分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	令和 3年 9 月 28 日	・評価書案について諮問
審議会	令和 4年 1 月 25 日	・現地視察
部 会	令和 4年 2 月 18 日	・質疑及び審議
部 会	令和 4年 3 月 24 日	・質疑及び審議
部 会	令和 4年 4 月 26 日	・総括審議
審議会	令和 4年 4 月 28 日	・答申（予定）

※都民の意見を聴く会は、都民からの意見書の提出がなかったため開催されなかった。

## 資料 2

「(仮称) 小山三丁目第 1 地区第一種市街地再開発事業」環境  
影響評価書案 第 1 回部会審議質疑応答

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
日影	1	パルム商店街のアーケードの上は、天窓のようにトップライトで日差しが入るような状態になっていたが、この建物が建つことによって、建物の北側に影を落とすようであれば、商店街自体もトップライトからの日差しが遮られ暗くなることもあるかと思う。そのような評価はこの事業の中ではされていないのか。	評価については、条例の基準に則り、地上の G.L. から 4m の面で日影の評価をしている。	3/24 部会にて回答
風環境	1	領域 B が建設前後で増えるという結果になっているので、建設後の事後調査をしっかりと行っていただき、風環境について対策していただきたい。	承知した。	3/24 部会にて回答
温室効果ガス	1	温室効果ガスについては、まだ計画段階で、具体的なところまで進んでいないようなところもあるかと思うが、これだけの規模の建物が建つこと及び第 1 地区、第 2 地区合わせても大きな規模の建物が建つことになるので、ぜひ温室効果ガス削減に努めていただきたい。今後計画が進むにつれて、設計段階などで具体的に CO <sub>2</sub> の削減、温室効果ガス削減の方法が定まったら、その方法とどれだけ温ガス削減の効果があるかを具体的に今後作成される図書のほうにも記載いただきたい。	図書作成段階で、決まっていることについてはできる限り記載する。	3/24 部会にて回答
その他(史跡・文化財)	1	朗惺寺の敷地が明治時代はもう少し広いようなので、今のところ対応は大丈夫かと思うが、文化財担当と少し話をしておいていただきたい。	承知した。	3/24 部会にて回答

「(仮称) 小山三丁目第2地区第一種市街地再開発事業」環境  
影響評価書案 第1回部会審議質疑応答

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
騒音・振動	1	<p>p. 189 で低周波音の評価について、評価の指標が「建具のがたつき閾値」を使用しているが、これは実質的には環境省が示している「低周波音による物的苦情に関する参照値」というものと同じものである。これは環境省がアセスメントには使わないでほしいと言っているものなので、できればほかの指標を探していただきたい。</p> <p>検討いただき、次回、回答いただきたい。</p>	<p>承知した。2つ指標を出し検討する。</p> <p>(回答補足)</p> <p>『評価書案』において、低周波音の評価の指標として「ISO-7196 に示された感覚閾値」、「低周波音の測定方法に関するマニュアル(平成12年、環境庁)に示された建具のがたつき閾値」、の2つを記載しているが、建具のがたつき閾値については、「低周波音問題対応の手引書」(平成16年、環境省)に示された『物的苦情に関する参照値』と同様のものであり、同手引書において『環境アセスメントの環境保全目標値、作業環境のガイドラインなどとして策定したものではない。』と明記されていることから、次の図書『評価書』では下記のとおり補足を行ったうえで、現指標で評価を行いたいと考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ISO-7196 に示された感覚閾値」は、引き続き、評価の指標とする。</li> <li>・「低周波音問題対応の手引書」に示された『物的苦情に関する参照値』、『心身に係る苦情に関する参照値』は、予測結果との比較は行うが、評価指標ではなく「参考としての比較」であることを明記する。</li> </ul>	3/24 部会にて回答

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
水循環	1	p. 234 の 8.5.3 の「予測に反映しなかった措置」のところ、観測井を設置して地下水位への影響の監視について、地下水位の著しい影響を及ぼさないということのモニタリングのデータも取っていただきたい。	評価書案の p. 215 のとおり、観測井を設置しており、流向・流速計を含めモニタリングは取っており、このラインを基準に工事中並びに将来もチェックしていきたいと考えている。	3/24 部会にて回答
		承知した。図書にはその旨記載していただきたい。	説明が不足したが、保全対策に記載してある。	
日影	1	日影について小山三丁目第2地区においては2棟の高層建築物の複合効果の評価を行っているが、小山三丁目第1地区と第2地区を併せた上の複合日影について評価を行えるか。	事業者が違うし、また再開発事業としては建物のボリュームは必要になってくる。本事業の南街区、北街区について、本当はそれぞれで2.5時間の線を満足すればいいという基準であるが、事業者の努力として、さらに上の、南街区と北街区の複合でも基準を満足するとしている。事業者が実行可能な範囲の努力として出させていただいている。	3/24 部会にて回答
		小山三丁目第1地区と第2地区を併せて行うのは難しいか。 第1地区と第2地区で第一種市街地再開発事業を行っているの、その市街地を対象に評価を行うのが本来のものではないか。その中で高層、低層の建物が何棟かあるとしても、その事業を一つのまとまりとして影響を評価すべきではないか。第2地区の中では今このように行っているが、第1地区も隣にあり、今日2つの審議を一緒に行っているの、複合効果がある場合は、複合した影響も考慮すべきかと考える。	参考として3-1との複合は出せるが、事業者としては北と南と単独というものを合わせて押さえているということが、現段階では最大限の努力というような形になる。	

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
その他 (史跡・文化財)	1	<p>都民の方からの質問の朗愷寺の件については、第1地区側に朗愷寺の明治期の拡張区域がかかってくると思われるが、第2地区に朗愷寺は入っていないと思われる。ただし、敷地内の中央部に、斜め方向の明治期の水路がある可能性を考えている。遺跡及び水みちがあったときの対応をお聞かせ願いたい。</p>	<p>朗愷寺は、直接は接していないが、北側の角、道路越しに朗愷寺と近い位置関係にはある。また、明治期の水路等について、工事の最中にそのような史跡・文化財が発見された場合は、適切に教育委員会と調整しながら対応の予定である。</p>	3/24 部会にて回答
		<p>品川区が水路を遺跡、史跡としてどう考えるか、地下に水が通っていたことは別の意味でも重要かと思うので、気をつけていただければと思う。</p>	<p>承知した。</p>	

「(仮称) 神宮外苑地区市街地再開発事業」環境影響評価書案  
第2回部会審議質疑応答

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
大気汚染	1	<p>評価書案 p. 24 の歩行者動線(デッキレベル)がどういったものか現地視察で確認できなかったが、熱源施設の煙突と、デッキの高さ方向の位置関係について、高さ等もう少し詳しく教えてもらいたい。</p> <p>熱源 No. 2 の煙突が、比較的いちよう並木に近いところにありそうだが、高さ方向の位置関係を教えて欲しい。</p>	<p>(回答)</p> <p>デッキの高さについては概ね10m程度の高さで計画している。</p> <p>今後の計画の進捗に合わせ高さ、配置に関しては精査することになるが、熱源施設の排出口高さはラグビー場棟 50m、複合棟 B80m、野球場棟 40m、事務所棟 24m となっている。</p>	<p>2/18 部会後指摘</p> <p>3/24 部会にて回答</p>
		<p>いちよう並木の高さと熱源施設の位置関係をもう少し教えて欲しい。</p> <p>いちよう並木の高さは何 m くらいか。</p> <p>位置に関してはまだ検討の余地があるということか。</p> <p>これだけ沢山いちよう並木に対する意見が出ているので、ぜひ影響のないようにお願いしたい。</p>	<p>いちよう並木との離隔の問題は、周辺に対して影響が大きい側で予測する意味もあり、熱源施設の排出口の位置は、敷地境界側に寄った形で予測・評価した。実際は、この位置よりもいちよう並木に配慮した上で変えていくことを検討中である。</p> <p>20 数 m である。野球場棟の排出高さのほうが高い。</p> <p>その通りである。</p> <p>承知した。</p>	<p>3/24 部会にて回答</p>
騒音・振動	1	<p>コンサート等で使う想定に対する懸念が出ていると思うが、事前の物販や、事後の退場時間等、実際のライブ時間とは別の、長い時間で予測するとよりよいと思う。</p>	<p>ライブ等騒音については、事業者も認識しており、今後の運用の検討と思っている。</p>	<p>2/18 部会にて回答</p>

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
騒音・振動	2	<p>供用後の騒音について、スタジアム高さでの騒音を評価しなかった理由として「スタジアムから都道を介して隔離が確保されているため」と記述されているが(p. 179)、根拠が薄いように思える。地上 1.2 m では回折による減衰が見込まれるが、予測地点(スタジアムから 80m)で 55 dB と、環境基準ぎりぎりになっている(p. 224)。スタジアム高さであれば回折による減衰の程度が地上 1.2 m よりも小さくなるはずなので、スタジアム高さと同じ高さの住居では、環境基準を超える騒音になる可能性がある。スタジアム高さでも騒音を評価するべきではないか。</p>	<p>(回答) 施設供用に伴う騒音については、予測の根拠を評価書に掲載するとともに、スタジアム高さでの騒音予測についても実施する。</p>	<p>2/18 部会後 指摘</p> <p>3/24 部会にて 回答</p>
		<p>供用後の騒音の予測式として「騒音の伝搬理論式を用いた」とだけ記述されている(p. 199)。交通騒音や建設騒音の場合には具体的な式の出所を記述しているのと比較して、簡潔過ぎるように思う。評価の客観性を確保するという点から、予測式そのもの、あるいはその出所を具体的に記述して、根拠を明確に示した方が良いのではないか。</p>	<p>(回答) 施設供用に伴う騒音については、スタジアム客席上に面音源を配置し、観客からの騒音レベルを設定した上でスタジアム外壁の影響における回折減衰を考慮し距離減衰式を用いて予測を行った。予測式等の根拠を評価書に掲載する。</p>	<p>2/18 部会後 指摘</p> <p>3/24 部会にて 回答</p>
騒音・振動	3	<p>道路交通騒音について、騒音の現地調査の結果(表 8.2-7(p. 165))を見ると、青山通り(No. 5、7)の昼間又は夜間で、現況でも環境基準ぎりぎり又は超過している。青山通り沿道には医療施設も多いため、工事用車両・関連車両の走行による騒音抑制に特段の措置が必要だと思う。現時点でどのような措置を考えているか。</p>	<p>(回答) 今後工事の施行者との調整になるが、工事行程を精査し工事車両台数を可能な限り平準化することにより、ピーク時の台数を低減することや、資材の搬出入に際しては走行ルート限定、安全走行等の徹底により、騒音の低減に努めることを考えている。</p>	<p>2/18 部会後 指摘</p> <p>3/24 部会にて 回答</p>

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
生物・生態系	1	<p>319 ページの緑の量の変化について、緑被率は現況を若干上回る。一方、緑の体積は現況をかなり下回る結果になるとの変化が、表 8.6-31 に定量的に示されているが、単に量的だけではなく、質的にも大きく変わることに伴い、動物種への影響も出てくると考えられる。量の変化だけを踏まえて、影響の程度が小さいと予測する結論でいいのか非常に疑問に思う。</p> <p>評価書段階では質的な評価もはっきりして欲しい。</p>	<p>どの生物を対象に緑を保存するのか、何をもって生育環境が保存されるのかについては、量だけではなく既存の樹木の樹種あるいは樹群に配慮して新しい植栽計画をつくるということを定性的に評価書案に書いている。</p> <p>今後、評価書に、量だけではなくて質に配慮した緑を残していくことをもう少し詳しく追記していこうと思う。</p> <p>(回答補足)</p> <p>計画地周辺に残存する緑地の構成種を中心に適正な植栽基盤の確保、植栽を行い、動植物の生息、生育環境に配慮した緑地計画により新たな緑地を創出することについて、補足説明を加える。また、生態系の構成要素である中位消費者が現地調査で確認されていることから、これらの生息環境に配慮することなどを記載したうえで評価したい。</p>	<p>2/18 部会にて回答</p> <p>3/24 部会にて回答 補足</p>

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
生物・生態系	1 (続き)	<p>具体的に生物種の出現状況に応じた配慮が必要だと思うが、今回の調査はどういう手法を取ったか。多分ラインセンサスではないかと思うが、調査ルートや地点の情報は評価書案の中に見つからなかったのので、教えて欲しい。</p> <p>中位消費者などに配慮するということが、中位消費者の分布に関する情報を図面として載せることは可能か。</p> <p>希少種といっても、都市部で見られる乱獲等のおそれは低い種だと思うので、できるだけ出すようにお願いしたい。</p> <p>質的に生息環境に配慮するときに、生物種の出現位置のどの部分が植栽で、どういう生態系を目標とするのか、もう少し空間的に示して欲しい。</p> <p>ネットワークをどのようにつくるのかということも、ぜひ具体的に検討して欲しい。</p>	<p>調査地点は、ご指摘のとおり、図書に載せてはいないが、例えば鳥に関しては、建国記念文庫の辺り等、木がある程度密集しているところを歩いて、鳥の声等でカウントした。爬虫類、両生類については目視で調査を実施し、哺乳類については、個体の直接確認や、ふんや抜け毛、モグラ塚等生物の痕跡を確認記録する方法で調査を行った。</p> <p>希少種について、見つかったポイントそのものを載せることができるかは検討する。それ以外のデータについては、評価書の資料編等に載せる方向で検討したい。</p> <p><b>(回答補足)</b></p> <p>鳥類に関しては任意観察による目視調査、昆虫類に関しては捕虫網を用いた任意採集方法で調査を実施した。評価書に写真を掲載する。(資料4-1-1)。</p> <p>また、希少種のみとなるが現地調査により確認された中位消費者等の確認地点図を評価書に掲載する(資料4-1-2, 4-1-3)。</p> <p>昆虫類、例えばチョウ類に対応し、樹木だけでなく、低木や草類を植栽していくことも考えている。</p>	<p>3/24 部会にて回答</p> <p>4/26 部会にて回答 補足</p>
		<p>317 ページの最後の行「保存樹木に配慮する計画」、321 ページの第2 段落目の 2 行目「動物の生息に配慮した植栽計画」について、具体的な意味、その詳細な中身を示して欲しい。</p>	<p>保存する樹木に影響する環境要素、例えば日陰等にも配慮しながら、今後検討していくという意味であり、もう少し詳しく説明するように記載を直す。</p> <p><b>(回答補足)</b></p> <p>調査計画書段階における意見等を受け、並木東側の建物計画を取りやめることにより保存樹木を含む緑地を保全し、動物の生息にも配慮する計画とした経緯もある。</p> <p>またいちょう並木と野球場の隔離については、現在いちょう並木沿いにあるクラブハウス横の店舗よりも野球場の壁面を後退する計画としている。</p>	<p>2/18 部会にて回答</p> <p>3/24 部会にて回答 補足</p>

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
生物・生態系	2	<p>319 ページの表 8.6-31 によれば、植栽樹の屋上緑化の割合が大きく、地上部だけでカウントすると緑被率は減少する。既存緑地の割合の変化は数値として半減以下になっており、地上部でどこが影響を受けるのかが非常に重要だが、306 ページと 320 ページの図を対比したときに、地上部でどう緑が減るのか分かりにくい。</p>	<p>320 ページの図の凡例に「屋上緑化」と表記はあるが、緑が何色も使われており、分かりづらいかもしれないの、凡例と併せて、ぱっと見分かるような色で示していきたい。</p> <p>(回答補足)</p> <p>306 ページと 320 ページの図を対比した時分かりやすいように、地上部の緑を緑系色、屋上緑化を別系の色とするなど緑化の図等表記方法を工夫していきたい。</p> <p>(回答補足)</p> <p>将来の地上緑化と屋上緑化の状況について解りやすくするため新しい緑化図を評価書に掲載する。 (資料4-1-4) また、現状(建設前)と将来(建設後)の樹木状況を単木レベルで詳細に表現した図を評価書に掲載する(資料4-1-5、資料4-1-6)。</p> <p>いちょう並木東側の緑地や神宮外苑広場(建国記念文庫)に加え文化交流施設付近の緑についても可能な限り保全する計画です(資料4-1-7)。</p>	<p>2/18 部会にて回答</p> <p>3/24 部会にて回答補足</p> <p>4/26 部会にて回答補足</p>

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
生物・生態系	2 (続き)	<p>樹木の健全度、活力度の調査結果も併せて見たい。どこを見れば分かるのか教えて欲しい。</p> <p>活力度について、特に、移植に関わりそうな樹木はどこにあるのが非常に重要。現状の緑地分布は固まりになっており、樹木が表現されていない。計画同様に、樹木単位で点を落とすよう整理して欲しい。</p>	<p>活力度については、どの部分の木がどの活力度かというのは、評価書案では示していない。全体として1,000本を超えるような樹木、一本一本の木で活力度は違ってくるので、表記の仕方は検討したい。</p> <p>(回答補足)</p> <p>今後さらなる詳細調査を行い既存樹木の扱いが確定した上で表記することを考えている。</p> <p>神宮外苑の樹木や緑は、その大半が明治神宮の所有地で、樹齢の経過とともに樹勢が弱くなってきている樹木も少なくなく、来訪者の安全を維持・確保することを第一と考え、定期的な剪定作業のほか、倒木や枝折れ、落下対策の対応など日々の管理を行っている。</p> <p>今後、一本一本の樹木を大切に取り扱い、樹木の状態などの詳細な調査を行いながら、極力保存または移植する計画である。仮に伐採する場合も、伐採した木材を活用して記念品等の製作や、堆肥やチップなどの利活用を積極的に検討し、今回の計画により新たな神宮外苑として次世代につなげていくということを積極的に考えていきたい。</p>	<p>2/18 部会にて回答</p> <p>3/24 部会にて回答 補足</p>

生物・生態系	2 (続き)	<p>317 ページの、活力度に応じた残置、移植、伐採の本数を図化することはできないのか。</p> <p>活力度が B で伐採が 604 本と書かれているが、この根拠がいま一つ理解できない。</p> <p>樹木の図は植栽樹群のくくりであり、あまり明確に残置樹木が分からないし、移植木の位置も示されていない。</p> <p>活力度調査を行い、A、B でもなお 704 本が伐採に至る根拠が必要ではないか。それを空間的に示してもらわないと、どういう環境が失われるのかよく分からないし、移植された先でどういう環境ができるのか、どれだけ残置できるのか、ゾーニングできないか。そういった観点で、A、B、C、D の分布や、残置、移植、伐採の分布も明確に出してもらいたいと思う。</p> <p>ぜひデータを基に説明して欲しい。検討をお願いします。</p> <p>可能な限り樹木を保存、移植するという大きな方向性の考え方はあるが、データに基づく議論がなかなかできない。住民の方々からいろいろ意見が出ているのも、具体的な中身がよく分からないところだと思うので、データをしっかり出して欲しい。そのデータがあってこのアセスメントがあると思うので、ぜひ今後も協力をお願いしたい。</p>	<p>現時点では、まだ最終決定ではなく、誤解を与えてしまうことも懸念されるので、図示はなかなか難しい。今後、詳細調査が終わって、残すか切るか、移植するかが決ったら、変更届なり事後調査報告書ではっきり示したいと思う。</p> <p>現況の建物躯体のすぐそばに樹木が生えている場合は、根が建物の躯体等に絡んでいることも推測される。かなり近接している樹木は、移植が難しい場合はやむを得ず伐採ということもあるので、活力度 B だからといって直ちに残す、移植するとはなっていない。</p> <p>そこが分かるように、評価書案に掲載している現況の樹木の図に計画建物を載せた図も示せるかどうか検討したい。</p> <p>具体的にどのような図が示せるのか、検討させて欲しい。どのような空間ができ、どのようなものが植わっていくのか、丁寧に説明したいと思う。</p> <p>(回答補足) 樹木単位で示した樹木活力度別の分布状況図を評価書に掲載する(資料 4-1-8)。 樹木活力度別の分布状況図には樹木単位で示した活力度に加え、将来建物の位置概形を示した。 また、樹木の移植・伐採については、保存、移植、伐採の樹木の分布状況図を評価書に掲載する。(資料 4-1-9) 保存、移植、伐採の考え方については、まず生態系被害防止外来種リストの植物は伐採対象とし、計画地内にある記念樹については移植対象とした(資料 4-1-10)。 次に樹木医による樹木活力度調査と施設計画を照らし、現時点での存置・移植・伐採対象樹木を決定している。伐採対象樹木は、樹勢不良(活力度 CD 含)、樹木同士・現況建物等構造物と近接により、健全な根鉢の確保が困難なものを対象としているため、今後の詳細な調査により、健全な根鉢の確保が可能な樹木をより移植できるよう、また施設計画の深度化により樹木の扱いを再検討する。樹木は生物であることから現時点か</p>	<p>3/24 部会にて回答</p> <p>4/26 部会にて回答補足</p>
--------	-----------	---	---	---

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
			<p>ら施工時点までの間に腐朽などの生育が健全でないものが出る恐れなどがあるため移植伐採については上記を再度検討する。</p> <p>移植については、計画地内への移植や追加移植の検討を進める。</p> <p>加えて現時点から施工時点までの間に腐朽などの生育が健全でないものが出る恐れなどがあるため評価書案の中では存置・移植を3割程度減らした本数を記載しているが、根拠となる本数についても評価書に記載する。また、絵画館前広場については別事業であるため本環境アセスメント対象外の事業ではあるが、生物については、技術指針にある「調査地域は対象事業の種類及び規模並びに地域の概況を勘案して対象事業者が、生物・生態系に影響を及ぼすと予想される地域とする」に従い絵画館前計画区域についても既存資料で調査を行っている。隣接した開発として絵画館前広場を含めたイメージパースを参考資料として評価書に掲載する（資料4-1-11、資料4-1-12）。</p>	
日影	1	<p>320 ページ、340 ページを見ると、敷地内で東側の並木のところは2時間くらいの日陰がある。</p> <p>植物の関係者と検討し、日照の関係も考察の上で移植や植栽を考えて欲しい。</p>	<p>(回答)</p> <p>ご指摘の通り樹木医などの専門家と日影の影響も考慮し移植や植栽の場所等について検討を行う。</p>	<p>2/18 部会にて指摘</p> <p>3/24 部会にて回答</p>
風環境	1	<p>383 ページの図には、計画地内部の風速ベクトル比の表示がないが、記載して欲しい。これまでは周辺地域への配慮が大事だということをやってきているが、今回は、内部にもたくさん人が居て利用する場なので、内部と外部の風環境をしっかりと保全して欲しい。</p>	<p>(回答)</p> <p>計画地内部の風速ベクトル比については図に表記する。</p>	<p>2/18 部会にて指摘</p> <p>3/24 部会にて回答</p>
		<p>風速ベクトル比を見ると、北北西と南西の風向が描かれているのは、卓越風向は2つの風向があったという理解でよいか。</p>	<p>北北西と南西の風は東京における卓越風として、この2方向を記載した。</p>	<p>2/18 部会にて回答</p>

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
風環境	2	385 ページの「環境保全のための措置」、「(1) 予測に反映した措置」に「計画建物の形状及び配置に配慮した。」とあるが、具体的にどのように考慮しているか、できる範囲で詳細に記載して欲しい。	(回答) 複合棟 A、複合棟 B、事務所棟の高層建築物については、主風向である北北西からの風を受ける面を可能な範囲で小さくしダウンブローとなるビル風の低減に努めるなど、形状、配置に配慮した。	2/18 部会にて指摘  3/24 部会にて回答
景観	1	4 列のいちょう並木に関する都民の意見がとても多く、非常に親しみのある景観だと思う。絵画館側からや、道を歩きながらの眺望等、もう少し色々なイメージが持てるようなものがあるとよい。	評価書案に記載のとおり、青山通りの交差点から絵画館へ至る 4 列のいちょう並木は残していくのが大前提。パースかモンタージュかは分からないが、どういったものが載せられるか検討していく。 (回答補足) 4 列いちょう並木については重要な場所だと認識している。追加のイメージを評価書へ掲載する。	2/18 部会にて回答  3/24 部会にて回答補足
		いちょう並木の景観について、パースもしくはモンタージュを具体的に提示する予定は、いつ頃を考えているのか。	401 ページのモンタージュ以外のアングルについては、建物のボリュームや、パースの場合はファサードのデザイン等も入れなければならない。決まっていないものを入れるのは難しいと思うが、どういったものが載せられるのか検討して載せていこうとは思っている。 (回答補足) 掲載内容を検討したうえで評価書へ掲載する。	2/18 部会にて回答  3/24 部会にて回答補足
景観	2	現在の伊藤忠商事本社ビルの高さ、複合棟 A が建つ場所に現在ある事務所やクラブハウスの高さは何メートルか。 複合等棟 A の南側に住む人からすると、目の前にかかなり大きな、壁のような建物が建つ印象になるのだと思う。	現在青山通りに建っている事務所ビルの高さは約 90m である。複合棟 A について、現状その場所はラグビー場やクラブハウスが建っており、ラグビー場は恐らく高さ数十メートル、クラブハウスは確か 2 階建てか 3 階建ての低層の建物である。	2/18 部会にて回答

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
景観	3	<p>401 ページの青山二丁目交差点からいちょう並木への景観の影響を見るに、野球場の壁面は並木方向に並行に延びていくはずだが、煙突状に見えてしまうのは、フォトモンタージュ上の間違いがあるのではないか。</p> <p>都民意見にもあるように、いちょうと野球場の離隔距離が非常に重要。メンテナンスで樹冠に影響が出ると問題で利用者にも影響が大きい。利用者目線で影響が見てとれるよう、多様な手段を用いて景観を再現して欲しい。</p>	<p>モンタージュでは防球ネットの部分は示されていないが、一部、支柱の部分を示している。手前の支柱は少し大きい形になっており、これよりも細いものが並んでいくと思う。</p> <p>(回答補足)</p> <p>可能な限りいちょうの樹冠に配慮し野球場の壁面配置やメンテナンス時の運用を検討する。</p> <p>離隔距離については現在いちょう並木沿いにある店舗よりも野球場の壁面は敷地境界から約 8m 程度後退する計画としている。</p> <p>景観の再現については追加の資料を評価書に掲載する。</p>	<p>2/18 部会にて回答</p> <p>3/24 部会にて回答補足</p>
		<p>いちょう並木と野球場の壁面、ネットの高さについて、支柱を 1 本手前側のものを描いているということだが、将来どういうふうになりそうか不透明だったとしても、ある程度、最悪の状況を考えながら評価するのが環境影響評価である。支柱 1 本描くのではなく、ネットの状況等を踏まえて示して欲しい。</p> <p>色々なことを配慮しているとは思いますが、伝わらないと意味がないので、できるだけ具体的に示して欲しい。</p>	<p>ネットは壁ではなく透過性があり、モンタージュで表すのは難しい。どのように表すか検討する。</p> <p>(回答補足)</p> <p>モンタージュ上でどのように表現するか検討したうえで評価書へ反映する。</p>	<p>2/18 部会にて回答</p> <p>3/24 部会にて回答補足</p>

<p style="text-align: center;">景観</p>	<p>3 (続き)</p>	<p>いちょう並木から離れるとネットが高くなるのはなぜか。</p> <p>外壁のイメージがよく分からないが、そのようなイメージは今まで出しているか。</p> <p>外壁とネットの関係性が分からないと、ネットの高さの議論や、外壁の後退の可能性について、検討が難しいように思う。球場の計画の中で、ある程度案として出せるのではないかと思うが、今現在もないのか。</p> <p>景観の審議会が先かアセスが先か分からないが、きちんと連動させて欲しい。アセスの中で具体的な議論ができないと、配慮事項や環境保全措置が何だったのか、きちんと述べられないまま終わってしまうのではないかと、非常に心配している。ぜひ具体的な構造を出して欲しい。構造が出てこないと思論が進まないと思う。</p>	<p>いちょう並木から離れるのは、野球場の打席にネットが近づくということ。打球が高い位置でネットに当たるので、打席に近づくほどネットは高くなる。</p> <p>断面のみ示している。パースも少しだけ見られるが、少なくともモンタージュの中ではボリュームとして示している。いちょう並木付近の足元のイメージは、パース等を検討しており、何かしらの形で評価書にはイメージを載せていきたい。</p> <p>まだシミュレーションの段階なので、最終決定したものがない。モンタージュにもネットの高さを表現できないかというが、高さを検討している状態なので、検討資料はまだ出せない状況である。</p> <p style="text-align: center;"><b>(回答補足)</b></p> <p>いちょう並木と野球場の外壁や防球ネットとの位置関係については、いちょう並木西側の断面イメージなどを評価書に掲載する(資料4-1-15, 資料4-1-16)。当該資料は2020年5月10日提出の公園まちづくり提案書掲載の断面図・イメージパースであり、その後の各種行政手続きにおいても、有識者の方々より設計の深度化に合わせて検討をするようご指導を受けている。当該資料はあくまで途中段階のものであり決定したものではない。</p> <p>より景観へ配慮したものとなるよう、引き続き検討を進める。なお、図2.7-いちょう並木西側(野球場)の断面イメージに記載のとおり、建築物といちょうの距離については、現在の店舗と比べ、離隔を取る計画としている。</p> <p>道路境界から野球場外壁まで離隔は約8m、防球ネットまでの離隔は約10mとしている。離隔については今後も安全性を考慮し検討を進めていく。</p> <p>また、参考としてではあるが、野球場の防球ネットを反映したモンタージュを掲載する(資料4-1-17)</p>	<p>3/24 部会にて回答</p> <p>4/26 部会にて回答補足</p>
---------------------------------------	-------------------	---	---	---

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
景観	4	<p>409 ページのモニタージュは、建物が樹木の後ろ側にあるのではないかと。樹木の奥に建物が建っていることになるのなら、それが分かるように描いて欲しい。</p> <p>403 ページで、実際存在しているが、見えないところは1つの色で表しているように、見える場合も1つの色で表現すると分かりやすいと思う。</p>	<p>樹木の向こう側にビルなどがあるが、もしも樹木がなかった場合、この大きさで、こちらの方向にこの形で見えるということ表現している。</p> <p>見えないところは緑色で描いているが、計画建物が分かるように注意書きを付すか、旗印を立てる等工夫して記載する。</p>	2/18 部会にて回答
史跡・文化財	1	<p>埋蔵文化財に関して、現在はテニスコート等グラウンド的に使っており、前は練兵場だったので、通常のビル等よりも非常によく残っている可能性が高いと思われる。即ち、時間がかかる可能性があるため、協議はできる限り事前に十全にされるようにして欲しいが、既に新宿区及び港区教育委員会との協議には入っているか。</p>	既にやり取りをしている。	2/18 部会にて回答

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
自然との触れ合い活動の場	1	<p>外苑の緑地は明治期からの東京の緑地計画の重要な緑地帯であり、いちよう並木以外でも森林浴や自然観察等の利用が見られる。</p> <p>移植についても、木を移せばいいという問題ではない。ぜひ、この地域の自然と人の歴史性も踏まえた評価、配慮をして欲しい。</p>	<p>承知した。ただ単に移植ではなく、その土地の環境、歴史性、昔の計画図等にも鑑みながら、どのような新しいアメニティーをつかっていくのか、評価書に記載する。</p> <p>(回答補足)</p> <p>多くの方に訪れて戴き、ゆっくり散策して戴きたいという創建の趣旨や歴史性も踏まえ神宮外苑に関する既存資料の調査結果を補完するなど行った上で再評価し評価書に記載します。</p> <p>(回答補足)</p> <p>創建当初から現在に至る歴史を継承し、絵画館前広場を中心にそれを取り囲むスポーツ施設や緑地、広場を再生、創出する計画です(資料4-1-20、資料4-1-21)。</p> <p>本事業の実施により、創建当初から存在する青山二丁目交差点から聖徳記念絵画館へと続く4列のいちよう並木を保存し、緑地(並木東側)や神宮外苑広場(建国記念文庫)等の既存樹木を存置もしくは移植により極力残す計画です。</p> <p>また、新たな緑地を創出する際には、計画地周辺に残存する緑地の構成種を中心に植栽することで動植物の生息(育)に配慮するとともに、歩行者動線と連携し芝生や高木を配置し、四方からのアクセスが可能な計画施設の利用者、就業者のみならず、地域住民にとっても利用しやすい回遊性の高い自然との触れ合い活動の場を計画しています。</p>	<p>2/18 部会にて回答</p> <p>4/26 部会にて回答 補足</p>

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
廃棄物	1	<p>「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が2022年4月1日に施行することを踏まえ、「工事の完了後」に飲食店等で発生するプラスチックごみに対する排出抑制は今後、いままで以上に高い意識を持った取り組みが必要と言える。ワンウェイプラスチックの使用削減、テイクアウト後のポイ捨てを抑制する取り組みをテナント等へ求めるような啓蒙活動は事業者としての重要な役割になり得る。</p> <p>本案件の対象にはスポーツ施設も含まれているため、使い捨て容器の利用も考えられる。従前の3Rに関する取り組みに加え、紙・バイオマスプラスチック等の再生可能資源への切り替え（Renewable）等、より高度なプラスチック資源循環の野心的な展開を期待する。</p>	<p>(回答)</p> <p>「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」への対応については、施設の運用に伴い今後の検討になるが、同法律の趣旨を鑑み運営していく予定です。</p>	<p>2/18 部会後 指摘</p> <p>3/24 部会にて 回答</p>
	1	<p>スポーツをする人にとっては、この地域は大変思い入れのある場所の可能性がある。この地域の記憶をとどめるような措置を考えているかききたい。</p>	<p>現時点で何か具体的な施設として検討しているわけではないが、今後、検討していきたい。対応があった場合には、事後調査報告書に載せ、審議会にも報告される。</p>	<p>2/18 部会にて 回答</p>
その他	2	<p>例えばモンタージュの話にもあるが、評価書に掲載するというだけでなく、評価をしっかり行うことをお願いしたい。</p> <p>樹木の件もそうだが、より具体的なデータに基づいて環境影響の評価を行い、その結果に対してここで議論することが筋である。</p> <p>可能な限り詳細なデータを開示し、ここでしっかりとした議論ができることによって住民の方々の不安も解消されると思うので、できるだけ詳細な情報を今後も準備し説明することをお願いしたい。</p>	<p>(回答)</p> <p>生物・生態系及び景観については資料の追加をしたことを受け、その予測や評価についても追記した（資料4-1-13、資料4-1-14、資料4-1-18、資料4-1-19、資料4-1-22）。</p>	<p>3/24 部会にて 指摘</p> <p>4/26 部会にて 回答 補足</p>

「(仮称) 神宮外苑地区市街地再開発事業」に係る都民の意見を聴く会  
における公述意見の概要

都民の意見を聴く会	公 述 人
	17 名

### 1 環境一般

- (1) ビル風や騒音に悩まされ、交通量が増え、日照時間は減り、いちよう並木の景観が失われる再開発のために、なぜ地域住民は13年間も大工事に耐え続けなければならぬのか。解体工事や建設のための騒音・振動があり、アスベスト等の有害物質を含んだ建物の解体工事が行われている側を、安心して散歩できない。現存の野球場及びラグビー場の補修では足りず、位置まで入れ替えて、周辺住民に大きな負担となる長期間の大工事になるのか、事業者には説明して欲しい。
- (2) ヒートアイランド現象は定量的に測定しにくく、環境評価の指標になりにくいと言われているが、温暖化が世界の課題になっており、ヒートアイランド現象による影響を評価して欲しい。
- (3) いちよう並木に野球場を食い込ませるような計画は景観の破壊以外の何物でもなく、都民に全体イメージを明らかにしないような図を示すのは、事業者の姿勢を象徴している。いちよう並木の生育環境への悪影響や景観の破壊なしに並木に近接して野球場を建築することは不可能と思う。
- (4) 地下構造物は計画地全体を覆っており、建築物の周辺は水流が阻害された環境だ。掘削により地下に広がった根を切られたいちよう並木は、生育に大きな影響を受けることは間違いない。いちよう並木の西側に20m以上の構造物が出来れば西日が当たらなくなるのは当たり前で、いちよう並木は地下水脈が断絶され、十分な日照もない状況に置かれることになり、加えて高層ビルによるビル風に見舞われることが予想される。
- (5) ラグビー場の環境と景観への負荷、イベント時の騒音が示されていない。建国記念文庫の森を地下構造物で掘り返し巨大人工物で覆いながら、生物多様性に配慮すると述べているが、生物多様性の保全とは、豊かな土壌とそこに生息する多様な生

物の生息環境を守ることであり、ラグビー場建設は環境保全に関するあらゆる計画に矛盾している。

## 2 大気汚染

- (1) いちよう並木や、絵画館前広場の円周道も車の通行は不要である。外苑に来た時に排気ガスの少ないことの良さを知ってもらうことも大切である。

## 3 騒音・振動

- (1) 騒音について、環境基準を満足するという回答では全く安心出来ない。住民が求めているのは現状よりも騒音が抑えられる設備に作り替える再開発である。
- (2) ラグビー場は屋根付きなので、屋外への著しい騒音の発生はないものと考えられるため、予測の対象外としているが、東京ドームでも騒音は相当なものであり、評価をしないなど専門家の意見とは思えない。
- (3) 騒音を防ぐ手段として、神宮球場での一切の鳴り物による応援禁止措置を取るべきだと要望する。

## 4 生物・生態系、自然との触れ合い活動の場

- (1) この開発計画により、東京で一般に利用できる緑地の量が減り、都市の居住性を低下させることを心配している。特に、既存の木の半分以上を伐採する計画であることに驚き、失望した。東京は、公共の緑地の広さという点で、ロンドンやニューヨーク等と比べると、大きく劣っていることを考えると、東京に残っている木をこれ以上伐採する余裕はない。
- (2) 樹木伐採の理由が「建築計画に重なる」としつつ、モニタージュ図を示せないような未確定の建築計画のために、多くの貴重な樹木を伐採する理不尽さは到底理解できない。ラグビー場等は今の場所で建替えれば、多くの樹木が救われる。
- (3) 失われる100年の樹木の代わりに主に屋上緑化と芝生で補おうとし、外周の濃密な植栽が失われ、薄い緑と超高層ビルになってしまう計画は、「創建の趣旨にかなう」とは到底言えない。既存樹木は多種類であり、芝生が広がる広場では樹木の多様性が少なくなる。
- (4) 4列のいちよう並木は保存するとされているが、周辺の既存樹木は1000本近くが伐採される。「移植等により極力残す計画」と繰り返されるが、樹齢100年超の

樹木を移植・保全する具体的な方策などは示されていない。いちよう並木についても、野球場はいちよう並木に近接し、いちようの根張りとの抵触が危惧され、保存と言いながら、具体的手法が示されないことに疑問を感じる。

- (5) 事業者は、移植や、減った分は新たに植樹すれば保全したことになると言っているようだが、新国立競技場建設時に移植された樹木を見ると、移植は樹木にとって過酷な環境であり、保存される本数にカウントされることは大変難しいことが分かる。先人の知恵と努力によって継承された 100 年の杜は失われれば二度と取り戻すことはできず、国立競技場建設時に行われた同じ過ちを繰り返してはならない。ICOMOS の提言、都市計画やランドスケープ、樹木研究の専門家の意見を取り入れた詳細な検証を行って欲しい。縦覧により多くの樹木が失われることまで把握しきれなかったのは、事業者が、敷地内樹木がどれだけ失われ、環境に影響があるかを調査公表しなかったからである。
- (6) 環境影響評価書案資料編に植物確認種が記録されているが、これでは不十分である。新国立競技場の建設用地とされた都立明治公園のように樹木一覧と評価基準等のデータを審議会に提出した上で審議して欲しい。データを作っていないなら作るべきである。建国記念文庫周辺も、1 本ごとのデータにすることを求める。
- (7) 都市では、古くからあるもの、大きなもの、万人が親しみを持てるものが「自然」であるのに、今回の再開発は、空も空気も緑も地面も、大地も地下水も含めて、その全てを狭める計画だ。

## 5 風環境

- (1) 現在でも伊藤忠ビルの前は風が強く、評価書にある風洞実験結果は、現場を知るものの現実とはかけ離れ、精度には疑問があり、信頼に足るデータとは言えない。
- (2) 計画地中央部の「広場」は木陰が少なく憩う場にならず、周りをラグビー場、複合棟などに囲われ、強く多方向からの風が吹くことは明らかだ。その影響について、計画地外だけでなく計画地内の広場や歩行者通路の風速予測も示して欲しい。
- (3) 防風対策について、「管理者への説明、引継ぎを行う」としているが、これだけでは対策は不十分であり、懸念事項があれば、先延ばしではなく事業中に実施すべきだ。
- (4) 風環境について、「現状でも危険」という指摘が多くあるのだから、現状を改善する再開発である必要がある。

## 6 景観

- (1) 4列のイチョウについて、市民が求めているのは「ただ残すだけ」ではない。開けた空にイチョウがのびやかに映える、今の美しいいちょう並木を保全できるような努力を求める。
- (2) 評価書案の眺望予測図は球場の壁面がほとんど見えない様に作図されているが、実際はもっと高く見え圧迫感があるはずで、断面図との錯誤がある。視点を少しでも西に振れば、球場の60mの建物がいちょう並木に覆いかぶさるように見えるはずだ。
- (3) 野球場の外壁が見えないように高木を植えるなど、積極的に景観改善を目指すべきだ。壁面緑化などの案も示して欲しい。
- (4) ラグビー場棟が建設される第二球場は、現在、防球ネットが張られており、透過性のものだが、結構圧迫感がある。ラグビー場棟が完成すると大きな壁が出現する。天空率を用いず、フォトモンタージュなどの写真処理で比較検討、評価すべきだ。
- (5) 景観はみんなの財産であり、高層ビルの建設や樹木の伐採により歴史的景観を壊すことはやめて欲しい。

## 7 史跡・文化財

- (1) 全体が史跡・文化財だということを無視していることに問題の出発点がある。

## 8 温室効果ガス

- (1) 新事務所棟について、今の建物を壊して新しい建物を作るのに、ライフサイクルCO<sub>2</sub>の49%排出する。運用時の削減は約20%だから、トータルで環境負荷を増大させることになる。建替えしない場合のCO<sub>2</sub>排出量と比較すると、建替えることで過大な環境負荷を与えることになり、できるだけ高寿命になるよう修繕していくべきだ。
- (2) この地域でエネルギー消費を減らすことができるわけで、一つ一つの建物が今までの同規模施設と比べて省エネ的になっているということでは話にならない。

## 9 環境影響評価制度の手続等

- (1) 環境影響評価手続きの途中にも拘わらず、地区計画の変更を行うことは、計画の

枠組みを決めてしまうことであり、環境影響評価の反映が難しいことが出てくると考える。日本スポーツ振興センターが環境影響評価及び地区計画変更の手続き中にも関わらず、新秩父宮ラグビー場の整備運営事業に係る入札を行っていることも、地区計画変更の決定と同様、環境影響評価手続きを軽視していると言わざるを得ない。環境影響評価書の告示までは、再開発の事業認可申請及び認可手続きを進めないようにして欲しい。

- (2) 絵画館前広場は、環境影響評価の範囲に入っていないが、対象区域にあるテニスマ場が絵画館前広場に移転し、外周にある樹木が大量に伐採または移植される。評価書案では「計画地外の緑地も含めた緑豊かな景観が維持される計画である」としているが、神宮外苑の環境を大きく変えることになるので、計画に含めて評価すべきだ。
- (3) 環境影響評価条例に基づく縦覧は、事業者の意向でインターネット公開されず、計画内容を知ることができにくくなっており、計画の公開性に向け、国の環境影響評価の趣旨に反している。「東京都公園まちづくり制度実施要項に基づく神宮外苑地区公園まちづくり計画に関する説明会」の参加資格は案内を配布した範囲に限られ、近隣以外を排除する説明会が公開性が高いと言えるのか。
- (4) 見解書において意見への事業者のコメントは杓子定規に答えているだけで、計画案の変更等は見受けられず、事業者の真摯な対応は一切感じられない。

## 10 事業計画等

- (1) 「神宮外苑地区再開発事業」の上位であると言われている「東京 2020 大会後の神宮外苑地区のまちづくり指針」は都市再開発法の趣旨から逸脱しており、撤回を求める。
- (2) 街を育てていく、成熟させていくということが先進国のまちづくりの基本。100年前の人たちがやってくれたことを誇りを持って継承していくことをもう一度考えてほしい。
- (3) 神宮外苑の整備は、近隣からも他の地域からも反対されており、住民の意向を丁寧を集めつつ、改修や修繕の方向をさぐるべきだ。緑の保全や拡大を実現すべきであり、それに反するこの事業の根本からの見直しを求める。
- (4) 本計画は十分な周知がされずに進んできたが、国内外からの献木や全国からの奉仕による植樹等、神宮外苑の成り立ちから、関係地域だけでなく、広く国民に説明

責任がある。神宮外苑の環境をこれからも継続して欲しい。「国立競技場を建て替えるため」という大義名分のもと始まった神宮外苑地区の規制緩和だが、必要以上に巨大な競技場がホワイトエレファント、不要の長物のごとく建っており、これ以上神宮外苑の樹木を減らすことなく、スポーツ施設は現在地での建て替えに見直すよう強く望む。

- (5) 「神宮外苑 1000 本の木を伐らないで、再開発計画の見直しを」の電子署名に 5 万 7 千人が署名していることは、単に、感情的な問題だけでなく、都市計画、都市再開発に対する底知れぬ不安感と不信感があり、住民不信の目は、委員や、事業者と代理人に向けられていることを忘れてはならない。
- (6) 神宮外苑の歴史的経緯や先人達の努力と工夫を無視するような再開発を見直して欲しい。神宮外苑の環境と景観を保全しつつラグビー場と野球場の施設の更新を図るには現在地での建て替え以外には考えられない。事業者は 100 年前の先代から受け継いだ遺産を未来の世代に責任を持って受け渡してゆくべく計画を練り直すべきだ。
- (7) 宗教法人明治神宮には、広く市民に開かれた外苑を管理・提供してきたことに感謝すると共に、現在の公益性が損なわれないよう尽力して欲しい。先人が 100 年後に自然の生態系を有した森になるように作ってくれた自然は現代の財産となっており、現代の美しい景観や外苑の木々を残すよう努力することが賢明な街づくりではないか。
- (8) 伊藤忠商事は中期経営計画において「SDGS への貢献・取組み強化」を掲げているが、地域合意の高さ制限を破ってまで多大な床面積を取得する理由と、改修を上回る環境負荷の大きさに対しての考えを示す必要がある。

三井不動産は現状の公園区域を除外し縮小した区域に複合棟を建て、床面積を取得するのであれば、元社長の「自然環境および地域社会と調和し、投機的な土地取引を戒める」とする使命及び倫理に反する行為になると思う。

明治神宮は、鎮座百年を迎え、10 万本もの献木により造営された永遠の森を守るとうたいながら、多くの既存樹木を伐採し自然環境を改変する再開発を行うことに矛盾を感じざるを得ない。

日本スポーツ振興センターは、環境影響評価手続き下にある中で、PFI 法に基づく新ラグビー場の設計、建設の事業者入札の募集を開始しているが、計画から運営・維持管理も PFI による事業者任せで、環境保全への主体性が感じられない。

事業者は説明責任を自覚し、百年先を見据えた持続可能な我が国の文化・資産の継承を担うべく、事業の見直しをして欲しい。

- (9) 13年にも及び長期且つ大規模工事で住環境への影響があるにもかかわらず、周知努力、広報活動が全く見られていない。都市計画案へも、再度広く意見書の募集及び都市計画審議会のやり直しを検討することが妥当な判断だと思う。
- (10) 都市の貴重な自然景観を維持し、建築物を規制する風致地区において、これと正反対である規制緩和により大規模開発を促進する、再開発等促進区を適用し、市街地再開発事業を行うことが基本的な問題である。さらに、公園まちづくり制度と一体に行うことにより、都市計画公園から除外する区域をつくり、除外した区域に複合棟を建てる計画も問題であり、なぜ、風致地区において、スポーツ施設とは関係のないオフィス、商業、宿泊施設等が大半を占める計画を行うのか、事業者には明確な説明を求めたい。
- (11) 地区計画の容積移転の考え方は「東京都再開発等促進区を定める地区計画運用基準」に則るべきであり、このような巨大な容積率にする必要があるのか。
- (12) 「いちよう並木を切らないで」という都民意見について、「並木を保存し景観を活かす」という事業者回答が伝わらず、議論以前の展開になっていることが非常に残念である。明治神宮が、「切られる予定だった木はすべて神宮境内に移植する」と明言して初めて、先人達の気持ちに応え、自然との共生を体現してきた神道のあかしである。
- (13) 計画段階では、国民・都民のほとんどは知らされず、事業段階になってクローズアップされ、賛否が渦巻く事態はおかしいのではないかと。事前に十分に周知し、賛否を含めて議論したうえで、計画を説明すべきだ。
- (14) 近隣地域住民であるにもかかわらず、外苑前の再開発、大工事について知ったのは、2月16日に市民の方が始められた計画見直しを求めるオンライン署名だった。住民に知らせる広報活動が不十分である。
- (15) このプロジェクトの透明性を高め、一般の人々から意見を募集し、フィードバックを考慮して欲しい。
- (16) 高層ビルの下に作る広場は、大震災の火災時には火災旋風が起こって、かえって被服廠のような危険があるのではないかと。また、震災の際に人工地盤が崩壊するおそれはないかと、技術的条件を示して欲しい。
- (17) 今回の計画では、スポーツに触れ合う、市民が気軽に楽しむという性格が失われ

てしまう。神宮外苑は広域避難場所に指定され一時避難場所として活用される。大地震の危険性、防災の観点から公園面積を確保すべきだ。就業人口や集客人口も示して欲しい。

- (18) 工事期間中、神宮外苑地区を閉鎖したら、アマチュアスポーツ愛好家が楽しむ機会が失われてしまう。
- (19) 野球場のエントランスも広場や経路として不備がある。秩父宮ラグビー場はこの場所この施設だからこそ、ラグーマンの憧れの地であり、日本スポーツのレガシーとして守られるべきである。
- (20) 工事期間は 13 年間あるとされており、工事期間中でも通路を確保することを強く要望する。また、工事期間中の広域避難場所はどこか、東京都と周辺区で協議し、地域住民に配慮した形で告知して欲しい。